令和８年度採用

富士宮市教育委員会会計年度任用職員

（特別支援教育相談員 就学支援担当）募集案内

富士宮市教育委員会事務局　教育部　学校教育課
〒４１８－８６０１
富士宮市弓沢町１５０番地
℡　０５４４－２２－１１８４（直通）

富士宮市教育委員会では次のとおり会計年度任用職員（特別支援教育相談員）の募集を行います。

１　募集職種、予定人員など

特別支援教育相談員　　１人

２　業務内容

特別支援教育や不登校の改善・充実及び就学支援の円滑な実施を図るため、市内の小中学校において以下の業務を行う。

⑴　専門調査の実施

○就学支援対象児童生徒の授業参観や検査（田中ビネー、WISC）を実施し、その結果を保護者に報告する。

○保護者や担当等に聞き取りを行い担任及び就学支援主任に結果を伝える。

⑵　保護者に対する教育相談

⑶　各校を巡回し、就学支援主任や担任へ、適切な支援についてアドバイスを行う。

⑷　特別支援学級への支援

○特別支援学級の巡回訪問　○担任や保護者との教育相談

⑸　関連会合への出席

○就学支援主任者研修会　　○言語難聴通級指導教室担当者研修会

○富士宮市就学支援委員会　○富士宮市特別支援連携協議会

⑹　相談員の情報交換及び進め方の共通理解

（市教委主催　市役所会議室）

⑺　活動状況の報告(各月ごと)

○予定実績表（予定段階と実績）　○在勤地内旅行命令簿

3　応募要件

特別支援学級・特別支援学校の担任経験５年以上
または、検査（田中ビネー、WISC）が実施できること
※ただし、次のいずれかに該当する人は、応募できません。

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
・富士宮市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※令和８年 12 月 25 日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしており、あらかじめ採用手続等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

なお、特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合、採用されません。

4　申込期間及び申込手続き等

⑴　申込期間

令和８年１０月２８日（水）から令和８年１１月１３日（金）まで（土日は除く。）

⑵　申込受付時間

午前８時３０分から午後５時まで。

⑶　申込手続

富士宮市教育委員会会計年度職員申込書（写真添付）に必要事項を記入の上、市役所６階の学校教育課へ提出してください。

※　郵送の場合、令和８年１１月１３日（金）必着

申込書用紙は、市のホームページからもダウンロードできます。

5　選考方法

面接により選考します。
※日時については後日連絡します。

6　結果の発表

選考の結果は、採否にかかわらず各申込者宛に通知します。

7　身分・報酬等

・身　　分・・・会計年度任用職員

・基本報酬・・・月額１２６，１４２円～

・通勤費相当額・・・通勤距離２キロ以上の場合、距離に応じて支給

・社会保険・・・健康保険、厚生年金、雇用保険

・任　　期・・・令和８年１２月１日から令和９年３月３１日まで

・勤務時間・・・１日　　４時間

基本的に９時から１６時までの間で、連続する４時間について

学校長が割り振りを行う。

・所定時間外勤務の有無：（　有　　・　　無　）

・休　　日・・・原則土日祝日、年末年始　　※学校行事による振替の場合あり

・休　　暇・・・年次有給休暇、忌引休暇等

8　その他

申込書は返却しませんので、ご承知ください。